

令和8年7月8日

香南市長
濱田 豪太 様

香南市下水道審議会
会長 清藤 直人



香南市下水道審議会への諮問に対する答申について

令和8年5月19日付08香南水発第207号をもって、当審議会に対し諮問されました下水道使用料の改定について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

香南市の下水道使用料については平成18年（2006年）の合併後、平成26年10月24日付け「下水道使用料金の統一について」の答申により夜須町下水道使用料金改定（平成30年から令和2年）で使用料統一された改定以外、下水道使用料の改定は行われていない。

地方公営企業である下水道事業は、利用者（加入者）からの下水道使用料収入で事業運営を行う「独立採算制」が原則として定められている。しかし、加入人口減や近年の急激な物価高騰、人件費の上昇などによる下水道収益の減少は深刻であり、健全な下水道事業を維持し安全に適切な排水処理を行うためには現行の下水道使用料を見直す必要があることから、付帯意見をつけ、別表の料金とすることが妥当と考える。また、新下水道使用料が反映される時期については、令和9年4月1日以降とし、令和9年6月分として請求する使用料から適用することが妥当と考える。

付帯意見

1. 料金改定については、市民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行われたい。
2. 今後、令和5年2月に見直しされた「香南市污水处理施設整備構想」に基づく施設統廃合による施設規模の適正化や不明水対策、省エネ化による維持管理費の軽減等を行い、適正な経費回収を図られたい。

3. 地震や台風等の災害時に迅速な対応ができるよう、人材の育成や技術の承継に努められたい。
4. 水道審議会と下水道審議会を一体化し効率的な審議を行われたい。
5. 今後の下水道使用料改定については急激な負担増を避けるため、毎年度審議会を開催し、概ね4年から5年を目途に見直しの検討を行うことにより、持続可能な下水道事業を図られたい。



香南市公共下水道条例
(使用料の算定)

【別表】

第21条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)とする。

旧) (その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

新) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

新下水道使用料表 (消費税を含まない)

【別表(第21条関係)】

区分	使用料（1月につき）									
	※基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）							
			10m3まで	11～20m3	21～30m3	31～50m3	51～100m3	101～200m3	201～500m3	501～1,000m3
水道水のみ）旧料金	1～10m3まで	1,000円	120円			140円				
水道水のみ）新料金	0～10m3まで	1,100円	130円	140円	160円	190円	230円		270円	

区分	使用料 (1月につき)						
	世帯員数及び使用人員数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人～9人	10人以上
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 旧料金	1,000円	1,800円	2,600円	3,400円	4,200円	5,000円	8,000円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 新料金	1,100円	2,070円	3,120円	4,250円	5,460円	6,750円	11,200円

香南市農業集落排水処理施設使用料条例
(使用料の算定)

第3条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)とする。

旧) (その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

新) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)

新下水道使用料表 (消費税を含まない)

【別表(第3条関係)】

区分	使用料（1月につき）									
	※基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）							
			10m3まで	11～20m3	21～30m3	31～50m3	51～100m3	101～200m3	201～500m3	501～1,000m3
水道水のみ）旧料金	1～10m3まで	1,000円	120円			140円				
水道水のみ）新料金	0～10m3まで	1,100円	130円	140円	160円	190円	230円		270円	

区分	使用料 (1月につき)						
	世帯員数及び使用人員数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人～9人	10人以上
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 旧料金	1,000円	1,800円	2,600円	3,400円	4,200円	5,000円	8,000円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用) 新料金	1,100円	2,070円	3,120円	4,250円	5,460円	6,750円	11,200円